

第八日 令和五年十二月八日

開 議 午前九時五十八分

○議長（奈良完治君）

おはようございます。開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

報告いたします。安原農業員会会長から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、佐藤農業委員会会長職務代理者が代わって出席することをご報告いたします。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第十二号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第十二号は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

これから、発議第十二号を採決いたします。発議第十二号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって発議第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第十三号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書を議題といたします。
お諮りいたします。

発議第十三号は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと……。異議がありますので、趣旨説明を行います。

発議第十三号の提出議員から趣旨説明を求めます。

提出議員を代表し、三上道人議員。

○五番（三上道人君）

発議第十三号の西十和田トンネルの早期建設を求める意見書について、趣旨説明いたします。

西十和田トンネルの早期建設を求める意見書についてですが、温川地区から、滝ノ沢地区までの区間は、冬季間閉鎖され、物流に不便を来しているだけでなく、冬季観光ルートのプランニングや、災害時の避難、援助物資などの輸送におけるマイナス要因であり、本区間のトンネル整備や、藤崎町を含めた津軽南地域や青森県及び秋田県に多大な効果があると期待されるものであります。

この建設要望は、長年にわたって行われているもので、建設が決定するまで要望を継続するため、皆さんの賛同の上、採択をよろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

趣旨説明が終わりました。

続いて、反対者の発言を許します。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

質疑という、質疑も許されているところなんですけれども、反対、賛同できない理由を明らかにしたいと思います。

そもそもですね、西十和田トンネルの早期の建設を求める意見書というふうになっております。しかし、そしてそれが、文案によりますと、周辺自治体及び住民の切実な願いとなっていますというふうになっているわけでありましてけれども、実際は、切実な願いというふうになっているというふうに私はとても思いません。むしろ今、必要とされるのは、既存のトンネルや、あるいはまた道路を十分メンテナンスをして整備をするということこそ、必要なものだと思っております。早期建設、早期というのは、必要のないもので、慎重な検討が必要なものだと思っております。

また、物流の効果ということについても、いまだに何か話し合った気配もないのでありますけれども、投資効果がどれほどどうなのか、物流がどれほど改善されるものなのか。それらをしっかりと慎重に見極めるべきだというふうに思っております。

つけ加えてさらに、十和田湖は有数の外輪山を持つ湖であります。この外輪山の外、外側にトンネルを掘るということの環境影響評価も、これもまた県でも慎重にやるべきことだというふうに表明しているところでありますので、いずれにしても、メンテナンスや慎重な検討、そして、投資効果をですね、見極めるべきものだということで、年中行事のように決議を上げていくようなことではないのではないかと思っておりますので、異議を申し述べて、賛同できないということでございます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員に確認したいんですけれども、今のは反対討論と考えてよろしいですか。はい。

それでは、本発議に賛成者の発言を許します。三上議員。

○五番（三上道人君）

今、浅利委員のほうから反対の話と答弁ありましたけれども、確かにこの意見書が提出されてもう三十年を経過しております。これは確かにその期間の間に、どんどんどんどん機運が下がってきているのも否めないところではあります。しかしながら、これはその三十年間、ずっと皆、地域の方々含め、私たちも要望してきていることでもあります。このまま、これが本当に早期に着手できるように、これからも尽力していくべきだと思っております。

先ほど趣旨説明でお話ししたように、冬季観光ルートのプランニングであったり、そして、物流の活性化ということを考えていくと、やっぱりこれは必要だと思います。

よって私は、この意見に賛成する次第であります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、発議第十三号を採決します。この採決は起立によって行います。

発議第十三号を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって発議第十三号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては、本職に一任願います。

日程第三、議案第七十一号ふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

四ページですけれども、私ちょっと数点ほど聞きたいので、そのご配慮をお願いします。

一点目は、多目室及び食品加工室と、二部屋あるんですけれども、主にどういうものを想定しているのか、教えてもらいたいと思います。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

はい、お答えいたします。

利用方法がどういう形でということで承りました。

まず、多目的室につきましては、主に町内の農家の方、それから商工事業者の方、そういった方が地域六次産業化を推進しまして、農産物加工品など、そういった新しい商品を開発、販売するための一助となるということで利用を想定しております。

また、多目的室につきましては、町民の方々の憩いの場として開放するほかに、様々な町内会の会合ですとか、そういったことにも利用していただきたいと思っておりますし、指定管理候補者の t e a m . S t e p b y s t e p さんも様々な利活用を事業計画でもお示ししておりますので、そのような形で利活用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

この数ページの間に、利用時間、休館とか、様々なものがあると思うんですけども、この資料には出ていないんですけども、そのほか、恐らく規制、規則とか、そういうのがあると思うんですけども、詳細、要するに今の指定管理を受ける際の、ある程度の規制、規則があると思うんですけども、その定義というのは今どういう状態になっているのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

はい、お答えいたします。

一階の展示室、それから食品加工室、それから多目的室につきましては、開館時間を午前九時から午後六時、また、休館日は毎週月曜日、年末年始休館日は十二月二十九日から一月三日を基本としまして、現在、関係各所と調整を行っております。

こちらにつきましては、施行規則のほうで定める予定でございますが、この開館時間と休館日は、隣接する全天候型グラウンドや屋外グラウンドなどとなるべく合わせたほうが利用者に分かりやすく、利便性も向上すると考えておりますので、このような形にしたものでございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

これを開館する、四月から指定管理をしてもらい、開館するというので、当然、今現在、生涯学習課でも一部を利用しているわけですね。渡り廊下というか通路というか、その辺も含めて、連絡を密に時間帯も異なる面もあるので、その辺のところは、利用状況をお互い担当課同士話して、時間の制約ではないんですけども、時間の規定を含めて、お互い検討してくださるよう要望いたします。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑は、ありませんか。

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

第四条のところですね、第四条の三、（三）の、施設園芸農作物及び加工品等の生産に関する業務というふうにあるんです。設置及び管理に関する条例ですので、基本的なことを条例として定めているということについては評価するものなのですけれども、それにしても、施設園芸、キノコ、キクラゲだというふうに言われておるんですけれども、藤崎でどういうふうにして販売したり、してやるのかというようなことについて、実際先行してキクラゲやキノコを栽培している業者の方もいらっしゃるんですけれども、私の記憶では一つか二つぐらいだと思っておるんですけれども、一人か二人ぐらいだと思っておるんですけれども、その方々に対する事前説明なり、そういうのは今後事業実施するに四月から開館してやっていくというのでありますので、その辺は考えていらっしゃるものなんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

藤崎町で、青森キクラゲを作られている方、実際に一名いると存じております。

基本的に、販路というものをあまりかぶらないようにしていきたいと思いますが、今のところ藤崎校舎で、キクラゲ、シイタケをつくることをその方にご説明するということは想定してございません。ただ、やはり販路というものは、あまりかぶらないように調整していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

先ほど相馬議員が利用時間の問題を聞いたんですけれども、私は利用、常任委員会でも聞いたんですけれどもですね、多目的室、食品加工室、これ町内が三百三十円、多目的室、町外は六百六十円というふうになっているんですけれども、事業、指定管理に予定されている団体も弘前市を中心、弘前市に本社といいますか、主たる事務所がある団体でもありますし、多目的室そのものを私は二階のほうに上げたほうがいいんじゃないかなという案を持っておる、希望をしているんですけれども、いずれにしても料金を町内、町外って分けなくて一本化でやったほうが、広く、津軽全域に開かれた内容にもするんだと。それほど混み合うほど利用するというふうには考えないんですけれども、その辺、料金を町内、町外とした、多目的室、食品加工室について、町内、町外とした理由などについて説明願いたいと思います。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

はい、お答えいたします。

多目的室、食品加工室を、町内、町外で利用料金を分けている理由といたしましては、やはり町内の方々は町のほうに税金を納めていただいているということもございますし、少なからず町内の方々、町の事業に協力いただいて、様々な形で町の発展のために寄与していただいているところもございますので、やはりそこは町内と町外で少し差をつけていただくことは、私どもとしては許容できるのかなと思っております。

ただ、町外の方々でも、やはり公共の福祉、そういうふうな形で利用するのであれば、減免規定もございますので、そういった形で対応していくことは可能だと考えております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

今、減免規定で、有益な活動だというふうに認められるのであれば、減免規定を適用することも可能だというようなお答えがあったので、ぜひそういう方向で、日にちがかぶったら内部的には町内の人を優先するという事はあり得るんだと思いますけれども、これの分の収入も後で見込んでいるようですけれども、ぜひ、広い視野で、津軽、弘前地域一帯でも利用できるんだというのも一つのコンセプトになり得るのではないのかなというふうに思っております。

それからもう一点だけお聞きいたします。

この実際的な、農作施設園芸、農作物はこれはキノコでやるというようなことで、もうこれ、この点については、再考の余地はないというようなことなんですね。お聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

現在、旧藤崎校舎の改修工事を行いまして、キノコ類を栽培する屋内ファームを整備しておりますので、やはりキノコ栽培、キクラゲ、シイタケを栽培しまして、特に新しい町の特産品としてPRしていくということを想定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。

相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

我々も先般、キクラゲの飼育栽培整備の施設を見に行っただけですけども、担当課として、今工事をしているということなんですが、三月いっぱいぐらいかな、工期で。完成、使用する前の完成時においての、議員の視察ってするのは考えておられるのか、我々、私たちとしては随分こう、校舎に関しての興味が随分ありますので、使用する前の視察ってするのは考えているものなのか、その辺のところをちょっとお聞き願いたい。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

はい、お答えいたします。

工事の進捗状況にもよりますが、議員の皆様のご視察、施設の視察というのは、考えておりますので、時期的につきましては検討させていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑は、ありますか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第七十一号を採決いたします。

議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議が……。異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第七十一号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（奈良完治君）

起立多数であります。よって議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第七十二号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十二号を採決いたします。

議案第七十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十二号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第七十三号藤崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決します。

議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第七十四号藤崎町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。

議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第七十五号藤崎町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。

議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十六号藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。

議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第七十七号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。

議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第七十八号藤崎町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。

議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七十九号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。

議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八十号藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決いたします。

議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第八十一号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十一号を採決いたします。

議案第八十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第八十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第八十二号ふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

議案の審議に当たって収支計算書も出されているんですけども、その中の収入の中です。

障害福祉サービス費の、令和六年度で四千四百三十一万ほど計上されているんですけども、これはどういうふうな積算、どの、厚労省といいますか、国からのサービス費だというふうに私は理解したんですけども、四千四百三十一万のですね、どんな積算でこんなこういう金額になるんだという説明は受けていらっしゃるのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

障害福祉サービス費につきましての細かい積算のご説明は、t e a m . S t e p b y s t e pさんから聞き取りはしておりませんが、基本的に、いろいろな障害福祉サービス費、サービスがございます。例えば、就労継続支援B型、放課後等デイサービスなどが代表されますが、それぞれの障害福祉サービスで国から受けられる障害福祉サービス費に違いはございますが、利用者一人に対して一日平均七千三百円から一万八百円程度の障害福祉サービスを国から受けるという、受けることができるとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

そうしますと、利用者一人という言い方なさっていたんですけれども、利用者というのは、いわゆる障害者で働く人一人について一日当たり、七千円から一万円ぐらい出るんですよと。それで就労といたしますか、仕事をした日数を掛け合わせるとこれぐらいになるんですよというような、今理解をしたのですけれども、そういうことなんでしょうか。利用者というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

利用者と申しますのは、障害者の方が様々な福祉サービスを利用した場合の一日の単価を先ほどお話しさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

今の障害福祉サービス費について伺いますけれども、令和六年度が四千四百万ほどで、令和十年度が七千万ほどになるという収支計画なんですけれども、これは、令和十年度までにほぼ倍増までいかないんですけれども、このぐらい利

用者を増やしていくという計画なんですか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

先ほどお話ししたように、t e a m . S t e p b y s t e pさんは、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、生活介護のサービスを複合的に運営することとしてございます。

それぞれのサービスで当初は、六名程度の定員を想定しているということでございます。それが一年ずつ、各サービス一名ずつ定員を増やして将来的には三つのサービス、それぞれ十名程度の定員で運営するというところでございますので、先ほどの利用者数が上がるということで、福祉サービス費も増えていくという、形になってございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

障害福祉サービス費が、収入合計額の令和十年で言いますと、予定ですけれども九千六百万が収入合計で、それに対して、障害福祉サービス費が七千万、キノコ栽培売上げが二千百万。ちょっとキノコの栽培の売上げが、令和八年度からずっと横ばいで、キノコの売上げの全体の収入に対して比率が少ないような気がするんですけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

キノコ類の売上げにつきましては、一年目が裁判室の半分程度、それから二年目が七割程度、三年目から全部の栽培室を活用してキノコ類を栽培する計画でございます。そのようなことから、三年目からは、キノコの売上げは全ての栽培室を活用して栽培するということで、一定化するという計画になってございます。

また、先ほどお話ししましたように、各障害者福祉サービスの定員を一名程度、年々上げていくという計画であることから、障害福祉サービス費は年々増加するという形になってございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

キノコの栽培をやるということで、この指定管理を受けるということなんですけれども、ともすれば障害福祉サービス費への給付を受けることに依存度が高まってキノコ栽培に対する何というか、力の入れようといいますか、そういうのが減退していくという、そして最終的にはあまり施設建物の維持管理に力が入ってこなくなるということも心配されるんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

まず障害者福祉サービスに費につきましては、法令等で定めている基準により算定されておりますものであります。

キノコ類の売上げの比率が少ないことにつきましては、t e a m . S t e p b y s t e pさんはキノコ類の栽培経験がございませんので、やはり、まだまだ慣れるのに時間がかかると思います。一つの菌床から収穫できる量というのも、抑え目に積算しているということでございますので、キノコ類の栽培に慣れていけば収穫量が増えて、売上げも伸びていくものと考えております。

また、キノコ類の栽培の売上げについては、障害者の方の工賃、いわゆる賃金に充てるという必要がございます。そういう面から、やはり売上げ伸ばして、障害者の方々の雇用を守るということで、私どもとしては一生懸命、キノコ栽培をやっていただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

質疑が収支計画書に何か集中するみたいなんですけれども、障害者の雇用や賃金を守るというようなことなんですけれども、ここで支出のところを見ますと、作業工賃というのがございます。

これは令和六年では九十万からスタートして、この作業工賃そのものはですね、令和十年度で三百十二万、三百万ほどになっているんですけれども、これって一人分ぐらいの作業工賃になっているんじゃないんですか。これで、どうして雇用が、先ほどの話では、一つのサービス六名からスタートして十名というようなことまで拡張して、広げていくんだというふうなことなんですけれども、この作業工賃というのが少な過ぎる計画になっているんじゃないんですか。そ

の辺はどういうふうな説明を受けていらっしゃるのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

障害者就労継続B型の障害者の工賃、いわゆる時給に関して、青森県平均で、一時間当たり百五十円、少ないところで、八十円ぐらいの事業所もあるとお聞きしております。そういったことから、時給的にはやはり低めに設定させていただいていると考えております。そういったことから、年々雇用を増やして上げていく、工賃を増やし、時給的なものを増やしていくという計画であると考えております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

青森県の基準が百五十円から八十円という時給ですね。この基準そのものがおかしいのではないんですか、これ。もしそういう、それで賄って見積りを立てたというようなことなのであれば、もう私はちょっと平均的にはそれでいいんだというようなことで計画をなされたというふうに受け止めるんですけれども。それで、もう一つ関連してお聞きしたいんですけれども、収入の面の、農福連携人材育成、その前に私が聞いた、農業福祉、私も奈良岡さんも聞いてましたんですけれども、障害福祉サービス費というのは、これは厚労省といいますか、そこから直で来るといような、この団体に支払われるという補助金だといようなことで理解してよろしいのですか。五年で終わりだとかそういうことでな

くて、かなり永続的に、十年、二十年というふうが続くという見込みについては、どういうお考えなんですか。お聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

こちらのサービス費につきましては、私も正直詳しくないんですけども、国から国保連を通じて、恐らく入っているというものと思っております。それから、このサービス費につきましては、やはり国が決めているものがございますので、事業を続けている限りは、障害者福祉サービスの事業を続けている限りは、永続的に国から支給されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ありませんか。奈良岡議員。

○八番（奈良岡文英君）

六十七ページの参加の理由という欄に、キノコ栽培の実績はありませんが、就労継続支援B型、『cocotane』ですか、水耕栽培の実績がありますとあるんですけども、水耕栽培の規模と作目。作目と規模は何だったですか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

まず、『cocotane』につきましては、閉鎖型の植物工場でございます。いわゆる倉庫を借りて、室内に水耕栽培システムを導入しまして、いわゆる太陽が入らない形で、レタス、それからハーブ類を栽培して、主に販路はカブセンターということでお聞きしております。

また規模につきましてはですね、あまり詳細な資料は持ち合わせておりませんが、私が実際工場を見学した中ではですね、千平米はないと思いますが、それに近いような形で、結構大きめのプラントでございました。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第八十二号を採決します。

議案第八十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第八十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第八十三号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

予算書二十ページです。

事務局費の教育指導員報酬、五十四万千円について、これ当初予算にはなかった項目だと思うんですけども、説明を求めます。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

こちらの教育指導員報酬につきましては、七月から行っております、七月に開設しました、教育支援系のほうで今開設しております適応教室、こちらのほうに指導していただく指導員の報酬となっております。なので、当初予算のほうには計上しておりません。

以上です。

○議長（奈良完治君）

五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

そうしますとこの五十四万千円というのはいつからの報酬になるんですか。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

報酬の期間は、一月から三月までの一、二、三、三か月間になります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

七月から始めていたというお話ですけれども、これ七月からこれまでの報酬についてはどういうふうになっていらしたんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

適応教室自体は七月からなんですけれども、指導員の方が実際に入っていたのは、十一月からになります。十一月、十二月の分については、予備費で対応させていただきました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第八十三号を採決いたします。

議案第八十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第八十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第八十四号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十四号を採決いたします。

議案第八十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、議案第八十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第八十五号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十五号を採決いたします。

議案第八十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって議案第八十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第八十六号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

歳出のほうの介護保険システム改修業務委託料、三百十五万、三百十三万ほど補正をされておるんですけれども、そ

の内容や必要性はどういうものなのでしょうか。その点、お聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

介護保険システム改修業務委託料ですが、まず一つには、令和六年度の介護保険の報酬改定等によりまして必要となった改修が二百八十万円ほど、それから、それに関わるシステムに関わる台帳システムといたしまして、事業所の変更等に関わる変更が三十三万円程度となっております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

歳出の中で、介護保険の給付費が二千七百八十万円ほど、施設介護サービス給付費が二千七百八十万円ほど増加しておるのですけれども、これは当初の見積りが足りなかったのか、まず、その辺、二千七百八十万円の補正と、また理由といたしますか、経過といたしますか、その辺はどういうことなのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当初の見積りから増えていると。十一月現在までに積算したものを計算して、それ以降不足になる分を見込みで計算した結果でございますが、主に、去年からちょっと見て、増えているなという項目としましては施設の中で、老健、いわゆる老人保健施設、これが主なものと考えてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第八十六号を採決いたします。

議案第八十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、議案第八十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第八十七号令和五年度藤崎町水道事業会計補正予算(第三回)案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第八十七号を採決いたします。

議案第八十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第八十八号令和五年度藤崎町下水道事業会計補正予算(第三回)案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第八十八号を採決いたします。

議案第八十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

日程第二十二、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よってそれぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第二十三、議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和五年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十四分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 五 十 嵐 忍

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 小 野 稔